資料４

○ひたちなか市附属機関の設置に関する条例

平成６年１１月１日

条例第１５号

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項及び第２０２条の３第１項に規定する附属機関については，法律又は他の条例に特別の定めがあるもののほか，この条例の定めるところによる。

（附属機関）

第２条　本市に次の附属機関を設置する。

（１）　ひたちなか市総合企画審議会

（２）　ひたちなか市環境審議会

（３）　ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会

（４）　ひたちなか市廃棄物減量等推進審議会

（５）　ひたちなか市住居表示審議会

（６）　ひたちなか市男女共同参画審議会

（７）　ひたちなか市子ども・子育て審議会

（組織，設置目的及び職務）

第３条　前条に規定する附属機関（以下「審議会等」という。）の委員は，当該審議会等に関係ある公務員，関係団体の役職員，学識経験者及びひたちなか市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから，市長が任命し，又は委嘱する。

２　前項に定めるもののほか，審議会等の設置目的及び職務については，別表に定めるところによる。

（任期）

第４条　前条の委員の任期は，２年とする。ただし，補欠により委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，任期満了後といえども後任者の就任するまでは，なおその職務を行うものとする。

３　学識経験者以外の特定の地位又は職により選任された委員の任期は，当該地位又は職にある期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会等に，委員の互選により会長及び副会長を置く。

２　会長は，審議会等の会務を総理し，会議の議長となる。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会等は，会長が招集する。

２　審議会等は，委員の２分の１以上の出席がなければ，会議を開くことができない。

３　審議会等の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第７条　審議会等は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

（委員の報酬及び費用弁償）

第８条　委員の報酬及び費用弁償については，別に定めるところによる。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 附属機関の名称 | 設置目的及び職務 |
| ひたちなか市総合企画審議会 | 市長の諮問に応じ，次の事項を審議する。１　総合計画の基本構想及び基本計画に関すること。２　国土利用計画市計画に関すること。３　地域整備計画に関すること。４　その他必要なこと。 |

○ひたちなか市総合企画審議会運営規程

平成６年１１月１日

訓令第４６号

（趣旨）

第１条　この規程は，ひたちなか市附属機関の設置に関する条例（平成６年条例第１５号。以下「条例」という。）第９条の規定に基づき，ひたちなか市総合企画審議会（以下「審議会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議会の構成）

第２条　審議会は，条例第３条第１項の規定に基づき委嘱する委員（以下「審議会委員」という。）３０人以内をもって構成する。

（専門部会の設置）

第３条　審議会は，専門的事項を処理するため専門部会を設置することができる。

（専門部会の職務）

第４条　専門部会は，審議会から付議された事項を調査し，及び検討するものとする。

２　専門部会は，必要に応じて他の専門部会と合同して調査し，及び検討することができる。

（専門部会の構成）

第５条　第３条に定める専門部会の名称及び処理する事項は，次のとおりとする。

（１）　総務生活部会　企画部，総務部及び市民生活部の所管に属する事項並びに他の部会に属さない事項

（２）　文教福祉部会　福祉部及び教育委員会の所管に属する事項

（３）　経済建設部会　経済環境部，建設部及び都市整備部，水道事業所並びに農業委員会の所管に属する事項

２　会長は，専門部会の委員（以下「専門部会員」という。）を指名するときは，審議会委員の意見を聴くものとする。

３　専門部会に，専門部会員の互選により部会長及び副部会長を置く。

（専門部会の会議）

第６条　専門部会の会議は，部会長が主宰し，必要に応じて随時開催するものとする。

２　専門部会の会議の進行は，部会長が行う。

３　副部会長は，部会長を補佐し，部会長に事故があるとき，又は部会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（専門部会の報告）

第７条　専門部会の調査，検討の経過及び結果は，必要に応じて部会長が審議会へ報告するものとする。

（補則）

第８条　この規程に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，別に定める。

|  |
| --- |
| ※総合計画策定体制に関するイラストを挿入すること。（下記参照） |